

議案第46号

川崎市青少年科学館使用規則及び川崎市立日本
民家園使用規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

川崎市青少年科学館使用規則及び川崎市立日本民家園使用規則の一部を
改正する規則

(川崎市青少年科学館使用規則の一部改正)

第1条 川崎市青少年科学館使用規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第1
1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とす
る。

(川崎市立日本民家園使用規則の一部改正)

第2条 川崎市立日本民家園使用規則（昭和51年川崎市教育委員会規則第1
1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とす
る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市青少年科学館条例及び川崎市立日本民家園条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市青少年科学館使用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市青少年科学館使用規則 昭和46年7月28日教委規則第11号</p> <p>(第1条～第8条 略)</p> <p>(共通利用券)</p> <p>第9条 条例別表第1第2項に規定する共通利用券は、プラネタリウムの一 般投影及び特別投影の観覧のほか次に利用することができる。</p> <p>【削除】</p> <p><u>(1)</u> 川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場</p> <p><u>(2)</u> 川崎市立日本民家園への入園</p> <p>2 共通利用券は、前項に規定する施設への団体の観覧、入場及び入園並び に次条に定める特別入場券の購入には使用できないものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市青少年科学館使用規則 昭和46年7月28日教委規則第11号</p> <p>(第1条～第8条 略)</p> <p>(共通利用券)</p> <p>第9条 条例別表第1第2項に規定する共通利用券は、プラネタリウムの一 般投影及び特別投影の観覧のほか次に利用することができる。</p> <p><u>(1)</u> <u>川崎市市民ミュージアムの市民ミュージアムが行う企画展の展示会 場への入場</u></p> <p><u>(2)</u> 川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場</p> <p><u>(3)</u> 川崎市立日本民家園への入園</p> <p>2 共通利用券は、前項に規定する施設への団体の観覧、入場及び入園並び に次条に定める特別入場券の購入には使用できないものとする。</p> <p>(以下 略)</p>

川崎市立日本民家園使用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立日本民家園使用規則 昭和51年8月31日教委規則第11号</p> <p>(第1条～第8条 略)</p> <p>(共通利用券)</p> <p>第9条 条例別表第1第2項に規定する共通利用券は、民家園への入園のほか次に利用することができる。</p> <p>【削除】</p> <p><u>(1)</u> 川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場</p> <p><u>(2)</u> 川崎市青少年科学館のプラネタリウムの一般投影及び特別投影の観覧</p> <p>2 共通利用券は、前項に規定する施設への団体の入園、入場及び観覧並びに次条に定める特別入場券の購入には使用できないものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市立日本民家園使用規則 昭和51年8月31日教委規則第11号</p> <p>(第1条～第8条 略)</p> <p>(共通利用券)</p> <p>第9条 条例別表第1第2項に規定する共通利用券は、民家園への入園のほか次に利用することができる。</p> <p><u>(1) 川崎市市民ミュージアムの市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場</u></p> <p><u>(2)</u> 川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場</p> <p><u>(3)</u> 川崎市青少年科学館のプラネタリウムの一般投影及び特別投影の観覧</p> <p>2 共通利用券は、前項に規定する施設への団体の入園、入場及び観覧並びに次条に定める特別入場券の購入には使用できないものとする。</p> <p>(以下 略)</p>